

令和5年 12月 1日 京都府船井郡京丹波町長 殿	〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487-1	フリガナ キヨシノバ タロウ 氏名 京丹波 太郎
住所	個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 性別 (男) 女	個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4
電話番号 0771-82-3809	生年月日 明・大 昭 平 41 . 7 . 18	

個人番号(マイナンバー)を記入してください。

太枠内の項目をすべて記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(マイナンバー)を記入してください。特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の各条に規定する個人番号(マイナンバー)を記載してください。

個人番号確認と身元確認のため、下記の書類の写しを同封してください。

1 個人番号カードを持っている方

個人番号カードの写し(表・裏)

2 個人番号カードを持っていない方(以下の2点以上)

①通知カード又は住民票(個人番号付き)の写し

②運転免許証やパスポートの写しなど写真付き公的身分証の写し

※写真付き公的身分証がない場合は、被保険者証と年金手帳の写しなど2点必要となります。

3 個人番号(マイナンバー)の記載がない場合は、控除の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

寄附年月日 令和5年 11月 5日	寄附をした年月日と金額を記入しておりますので、ご確認ください。	金額 30,000円
----------------------	---------------------------------	---------------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない場合チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年1月1日現在、当該寄附金に係る寄附金税額控除の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものと見込まれる場合)を行っている者

令和5年のふるさと納税の寄附先が「5自治体」以下であると見込まれる場合チェックしてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住所と氏名を記入してください。

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷6番地6	受付日付印
氏名 京丹波 太郎 殿	

受付団体名 京都府船井郡京丹波町
---------------------